

平成25年度 公共事業事後評価調書

1 事業の概要

事業名	桂川緑地 久我橋東詰公園整備	事業所 管課	建設局水と緑環境部緑政課
事業区間	桂川河川区域 上鳥羽地区 (桂川橋上流～久我橋下流 約2km)	延長又は 面積	A=13.1ha
事業概要 (目的・内容等)	当該公園は、桂川左岸河川敷の名神高速道路付近から鴨川合流付近まで（京都市南区吉祥院嶋西浦，京都市南区上鳥羽塔ノ森及び京都市伏見区下鳥羽中向島町）の約13.1haにおいて、本市内に不足している身近に運動のできる公園として、芝生広場やサッカー・フットサル等の球技及びテニスコート等を整備したものである。		

2 事業効果の確認

【事業の進捗状況】

都市計画決定	昭和45年度	事業採択年度	当初：昭和45年度 (当該地区：平成8年度)	用地着手年度	－（借地）	
工事着手年度	平成8年度	完成年度	当初：平成12年度 実績：平成20年度	事業期間	当初：4年 実績：12年	
事業費	再評価 (当初)	1,022百万円	事業費【実績】	1,011百万円	事業費増減	11百万円 減
市民1人当たりのコスト (総事業費÷市総人口)			約690円／人			
事業実施中に表面化した問題点・再評価時の指摘と対応内容等						
久我橋架替工事の完了に伴い、事業を一時休止していた区域（橋の上下流約100m、区域面積約0.6ha）の整備について、国土交通省淀川河川事務所と協議を行ったが、淀川水系流域委員会の提言に基づいて提案された河川整備計画基礎案において「高水敷におけるグラウンド等運動施設の整備は原則として認めない」という方向性に基づき、当初の運動公園的な整備をすることは問題があるとの指摘を受けた。このため、事業の再着手を中断したが、その後、国と協議を重ねながら河川整備計画に整合した事業計画の検討を行い、整備を行った。						

【事業を巡る社会経済情勢等の変化】

社会経済情勢の変化	淀川水系流域委員会の提言において、河川敷におけるグラウンド等の運動施設の整備は、「河川でなければできない利用，川に活かされた活用」を推進するという観点から、原則として縮小していく方針が示された。 また、縮小されるまでの期間においても、河川全体の生物多様性，自然環境の保全に配慮するような手法を検討する方針が示された。
市民ニーズの変化	長寿命化や生活習慣病が社会問題化するのに伴い、スポーツやレクリエーションを通じた健康づくりに対する市民の関心が高まっている。 また、平成23年の東日本大震災により、防災に対する社会的関心が高まっており、大規模災害時に備えてオープンスペースを確保することが重要になっている。
周辺環境の変化	平成15年度に伏見向日線久我橋架替工事が完了し、自動車交通量が微増，歩行者・自転車交通量は2倍以上に増加した。

【上位計画から見た事業の位置づけ】

京都市基本計画	事業ごとの上位計画	具体的な効果等
☒ うるおい ☐ 活性化 ☐ すこやか ☒ まちづくり ☐ 行政経営の大綱	都市計画マスタープラン （平成14年5月） 京都市緑の基本計画 市民スポーツ振興計画	地域住民にとっての運動や憩いの場となり、災害時にはオープンスペースとして避難場所や活動拠点を提供する等の防災機能を発揮する。

【事業実施に伴う各種効果等】

事業実施による効果	当該事業が該当する評価軸に係る評価指標から見た効果	評価軸に対する該当状況： 2 / 5
	上記以外の評価指標から見た効果	（定性的効果） ・幅広い年齢層の利用が見込める新たな運動施設の設置により、スポーツやレクリエーションを通じた市民の健康づくりに貢献している。 ・大規模災害時に役立つ新たなオープンスペースが確保された。
	事業実施による環境面からの効果	・水辺環境における公園の設置により、自然と共生した社会の実現に貢献している。 ・野草広場の整備や樹木植栽により、自然環境と都市公園施設の良好な調和に寄与している。

3 対応方針

今後の事後評価の必要性		・本事業により運動施設が整備され、市民の健康づくりに貢献し、また大規模災害時に役立つオープンスペースが確保されるなど、事業効果が発現されていることから、今後の事後評価は必要ない。
改善措置の必要性		・本事業の完成により、十分な整備効果が発現しており、改善措置の必要性はない。
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価の手法等について	事業実施過程での苦労点、工夫など	・本事業用地に接する伏見向日線久我橋において、平成7年度から平成15年度まで老朽化による架替事業を行っていたため、公園工事の完了までに時間を要した。
	見直しの必要性	・今回の評価手法により、本事業の整備効果が検証できたことから、同種事業の事業評価手法の見直しの必要性はない。 ・今後、同種事業を行っていく際には、事業の必要性や有効性について、市民の理解を得るため、本事業実施による各種効果を活用していきたい。

事業名：桂川緑地 久我橋東詰公園

〔箇所図〕



撮影場所

〔写真〕

【供用前】



【供用後】



客観的評価指標（都市公園整備事業）

【事業の要件】

環境・景観への 配慮事項	・水辺環境における公園の設置により，自然と共生した社会の実現に貢献している。 ・野草広場の整備や中低木植栽により，自然環境と都市公園施設の良好な調和に寄与している。
市民と行政の パートナーシップ	—

【事業の必要性】

評価項目		評価指標	該当 状況
うるおい	環境	☐ 良好な極相林等を含む植生の保存・活用 ☐ 良好な二次林等を含む植生の保存・活用 ☐ 絶滅危惧種等の保存，繁殖 ☐ 希少種等の保存，繁殖 ☐ 国レベル指定 ☐ 都道府県レベル指定 ☐ 緑のサイクル，建設副産物のリサイクル ☐ 廃熱，処理水，雨水・河川水・地下水，自然エネルギー等の活用 ☐ 新技術の活用	—
	文化	☐ 世界文化遺産，ラムサール条約等国际レベルの指定地及び周辺の保全・活用	—
	スポーツ	■健康運動施設整備事業 ☐ ワールドカップ等国际イベントの会場 ☐ 国体・都市緑化フェア等の主・サブ会場 ☐ 地方ブロック大会等の主会場又は国体等の一会場 ☐ 地方ブロック大会又は県大会等の会場	1/5
活性化	観光	☐ 観光等地域活性化への貢献	—
	農林業	☐ 市民農園の整備	—
すこやか	障害者福祉	☐ 福祉施設等と一体となった公園の整備 ☐ ゆったりトイレ緊急整備事業 ☐ バリアフリー化	—

評価項目		評価指標	該当状況
まちづくり	住宅	☐ 災害時における広域避難地となる防災公園 ☐ 災害時における一次避難地となる防災公園 ☐ 災害時における広域防災拠点となる防災公園 ☐ 防災緑地緊急整備事業 ☐ 複数種類の災害応急対策施設 ☐ 一種類の災害応急対策施設 ☐ 避難収容施設、延焼防止林等防災性の向上 ☐ 都市計画決定済みで、かつ、防災公園等整備プログラムに位置づけ	—
	道と緑	☐ 地震防災緊急事業五カ年計画に位置づけのある路線として位置づけがある、又は京都市地域防災計画、府地域防災計画、緊急輸送道路ネットワーク計画又は地震対策緊急整備事業計画に位置づけあり ☐ 近隣・地区公園ゼロ地域での近隣・地区公園 ☐ 近隣・地区公園の整備率が25%以下の地区 ☐ DID区域内 ☐ 住宅・宅地開発の支援、都心居住の促進 ☐ 再生資源活用緑地整備事業 ☐ 緑化重点地区整備事業（中心市街地活性化広場公園整備事業を含む） ☐ 平成の森づくり事業 ☐ 環境ふれあい公園、都市緑化植物園等 ☒ 公園の緑被面積率50%以上 ☐ 市街地の緑地面積5%以下 ☒ 緑の基本計画に位置づけ ☐ 緑のマスタープラン又は京都府広域緑地計画に位置づけ ☐ 大規模公園の整備 ☒ 都市基幹公園の整備 ☐ 緩衝緑地・緑道・地区公園の整備 ☐ オートキャンプ場の整備 ☐ 地域ルネッサンス公園の整備 ☐ 地方拠点都市等プロジェクト支援 ☐ 中心市街地活性化広場公園整備事業 ☐ 緑とにぎわいのまちなか公園 ☐ 商業地域、近隣商業地域内 ☐ カントリーパーク ☐ 地域活性化拠点公園	3/24
	行政経営の大綱	☐ 計画・設計への住民参加 ☐ 管理への住民参加	—